

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	商工観光交流課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用許可の取消し等
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町雁の里山本公園設置条例第 8 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町雁の里山本公園設置条例第 8 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町雁の里山本公園設置条例 (許可の取消し)</p> <p>第 8 条 町長は、使用者が前条の規定に違反したときは、第 5 条第 1 項の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。ただし、このために使用者に損害を生ずることがあっても町長はその責めを負わない。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	商工観光交流課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町雁の里山本公園設置条例第 9 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町雁の里山本公園設置条例第 9 条第 2 項、別表
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町雁の里山本公園設置条例 (供用日時及び使用料)</p> <p>第 9 条 略</p> <p>2 使用者は、別表に掲げる使用料を事前に納付しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは後納、軽減又は免除することができる。</p> <p>3 略</p> <p>別表 略</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日